

諮問日：令和3年7月28日（令和3年度（最情）諮問第26号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（最情）答申第44号）

件名：「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応案の作成年月日が分かる文書の一部不開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「「文書開示申出人からの通報書に対する対応案」と記載された文書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、そのうち苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年6月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書は、肝心の作成年月日が黒く塗りつぶされて不開示となっている。何故、裁判所は作成年月日を隠すのだろうか。

特定年月日付け「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」（以下「本件通報書」という。）に対する対応案（以下「本件対応案」という。）は、令和3年6月23日付けで開示された「文書開示申出人からの通報書に対する対応案」と題する文書（本件対象文書）の題名が示すように、苦情申出人が特定年月日付けで行った文書開示申出の受付後に作成されたものであることは明白である。すなわち、処理状況についての文書開示申出がされるまで、奈良地方裁判所事務局は本件通報書の対応に関する事務の適正な遂行責任を放棄して

いたというべきであろう。上記の過程を隠蔽するため作成年月日を不開示としたとの強い疑念を払拭する合理的な理由を見いだせない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出に対し、最高裁判所は、「文書開示申出人からの通報書に対する対応案」と記載された文書（本件対象文書）を対象文書として特定し、個人識別情報及び公にすることにより通報書への対応に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に定める不開示情報に相当することから不開示とした（以下、原判断において不開示とした部分を「本件不開示部分」という。）ものである。
- 2 苦情申出人は、奈良地方裁判所事務局が本件通報書の対応に関する事務の適正な遂行責任を放棄し、その過程を隠蔽するため本件対応案の作成年月日を不開示としたとの強い疑念がある旨主張する。

この点、本件対応案の作成年月日を公にすると、特定の投書に対する裁判所の対応案が作成された日が明らかになり、投書等に対する組織的な検討及び対応に要する期間が推測可能となる。このことにより、今後、検討及び対応に必要な期間が一律に定まっているとの誤解等を与えるなどして、投書等に対する組織的な検討を行う上で支障が生じるおそれがあるほか、投書等の内容に応じた適切な検討及び対応を行うことができなくなるおそれがある。

したがって、本件対応案の作成年月日については、当該部分を公にすると、今後の投書等への対応に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に定める不開示情報に相当することから不開示としたものである。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年12月14日 本件対象文書の見分及び審議

④ 令和4年1月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、文書開示申出人からの通報書に対する取扱いその他の対応案について作成されたものであり、そのうち本件不開示部分には本件通報書に対する対応方針の検討内容及びその結果が記載され、その記載中には本件対応案の作成年月日の記載も含まれていることが認められる。本件対象文書の上記の記載内容を踏まえれば、本件対象文書の作成年月日を公にすると、特定の投書に対する裁判所の対応案が作成された日が明らかになり、投書等に対する組織的な検討及び対応に要する期間を推測することが可能となる。投書には様々な性格のものがあり、その内容によって取扱いが異なるべき性質のものであるにもかかわらず、上記推測を基にして、投書を提出した者から、自身の提出した投書の処理に要した期間の長短のみを捉えた苦情が述べられるなどして、投書に対するその内容に応じた適切な期間での検討及び対応に困難が生ずる等、投書に対する組織的な検討及び対応を行う上での事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが推認される。

したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、本件対応案の作成年月日の記載は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断において、本件対象文書のうち苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示としたことについては、同部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

## 別紙

最高裁判所は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、原判断庁においては、「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応方針について、別途、所長を含む関係職員間で協議し、庁としての検討を行った上で、その結果を踏まえ、対応案を作成したものであり、決裁権者である所長の決裁を経て作成したものであり、その過程で決裁票は用いられていないと説明している。

「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応案の作成年月日分かる文書